

所 功

日本国憲法「天皇」の再検討

付1 「日本国憲法」第一章の改正試案対比

略称：日本国憲法は「日」、自民党案は「自」、産経要綱は「産」、所功試案は「所」として頭に示す。

第一章 天 皇

I (天皇の地位)

「日」第一条 天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

「自」第一条 天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であつて、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。

「産」第一条 日本国は、天皇を国の永続性および国民統合の象徴とする立憲君主国である。

「所」第二条 天皇は、日本国民の統合を象徴する君主であり、日本国を代表する元首である。

「所」第一条 天皇は、日本国民の統合を象徴する君主であり、日本国を代表する元首である。

II (皇位の繼承)

「日」第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを繼承する。※「自」第二条は、現行と同文

「産」第二条 皇位は、皇室典範の定めるところにより、皇統に属する男系の子孫がこれを繼承する。

「所」第二条 皇位は、皇統に属する皇族が繼承する。

② 天皇と皇族に関する規定は、皇室典範に委ねる。

III (天皇の行為)

[日] 第二条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

[自] 第五条 天皇は、この憲法に定める国事に関する行為を行い、国政に関する権能を有しない。

[産] 第四条 天皇は、この憲法の定める国事行為および公的行為を行う。

② 天皇のすべての国事行為および公的行為は、内閣がこれを補佐し、その責任を負う。

[日] 第六条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。(①)

② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。(②)

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。

二 国会を召集すること。

三 衆議院を解散すること。

四 国會議員の総選挙の施行を公示すること。

五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全權委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復讐を認証すること。

七 荣典を授与すること。

八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。

九 外国の大使及び公使を接受すること。

十 儀式を行うこと。

[自] 第六条 天皇は、国民のために、…(※以下、現行の第六条①②と同じ)

② 天皇は、国民のために、次に掲げる国事に関する行為を行ふ。

※ 一～十、現行の一～十と殆ど同じ(但、四に「参議院議員の通常選挙」を加える)

④ 天皇の国事に関する全ての行為には、内閣の進言を必要とし、内閣がその責任を負う。

⑤ (①・②の外) 天皇は、國又は地方自治体その他の公共団体が主催する式典への出席その他の公的な行為を行ふ。

[産] 第六条 ※ ①・④は現行の第六条①②と同じ

②/③ 天皇は、衆議院(③ 参議院)の指名に基づいて、衆議院議長(③ 参議院議長)を任命する。

第七条 天皇は、左の国事行為を行ふ。

※ 一～九、現行の一～十ほぼ同趣(但、現一・二→新二、現五→新四・五、現五の「認証する」→「発する」、現六「認証する」→新八「行つ」、現八→省略、現九「接受する」→新六「信任状を受領する」、現十→新九「儀式を主宰する。」に各々修正)

十 「元号を制定する。」(※「自」は第四条として独立)

- ② 天皇は、左の公的行為を行う。
- 一 伝統に基づく皇室祭祀を行う。
 - 二 國家的儀式または行事に出席し、国内を巡幸する。
 - 三 前二号のほか、日本國民統合の象徴としてふさわしい行為を行う。

〔所〕第二条 天皇は、内閣の助言をえて左の国事行為および公的行為を務め、また皇室の伝統に基づき祭祀行為を當む。

- 一 国事行為（現行の第六条①④と第七条一・十など、象徴元首としての行為。憲法に明示）
- 二 公的行為（現に皇居・国内・海外で務めておられる統合君主としての行為。法律に例示）
- 三 祭祀行為（現に宮中二殿や神宮・陵墓などで當まれている伝統的な祭事。内規に例示）

V (天皇の代行)

〔日〕第四条② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第五条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。……

〔自〕第六条③ 天皇は、法律の定めるところにより、前二項（第六条①④と②一・十）の行為を委任することができる。

第七条 （※現行の第五条とはほぼ同じ）

〔産〕第五条 ※現行の第五条とはほぼ同じ（現行の第四条②の対応なし）

〔所〕第四条 天皇が、第二条の諸行為を自らすることができないときは、法律の定めるところにより、

臨時代行に委ね、または摂政を置く。

V (皇室の財産)

〔日〕第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならぬ。

※第八条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

〔自〕第八条 ※現行の第八条とはほぼ同じ（但、「議決」を「承認」に改める）

※第八八条（現行と同文）

〔産〕第九条 皇室の財産は、世襲財産を除き、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

〔所〕第五条 皇室は、世襲財産および内廷財産を保有し、他の諸経費は、予算を計上して国会で議決した皇室費を充当する。

※（国旗・国歌と元号）

〔自〕第二条 国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。

※（〔産〕第一四条①・②も、ほぼ同じ）

② 日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。

第四条 元号は、法律の定めるところにより、皇位の継承があつたときに制定する。

（平成二十五年八月十一日稿 八月二十一日訂）

〔提案趣旨〕

現行の「皇室典範」は、「日本国憲法」第一条に「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」と明示された特別な法律である。

これは、明治以来の旧典範が帝国憲法と並ぶ国家の根本法と位置づけられていたのと本質的に異なる。

しかし、その在り方を変えることは、憲法改正を伴うから、直ちに実現し難いと思われる。

そこで、この特別な法律の問題点を改正するには、宮内庁を所管する政府から改正案を提出し、国会で論議を尽くして、過半数（なるべく大多数）の賛同をえる必要がある。

現行典範には旧典範以来の制約が多いため、皇室の現状と将来に対応し難くなっていると考えられる。

その根本的改善に向けて、当面の改正試案（未定稿）を提示する。

（平成二十五年七月二十七日初稿、十月五日補訂）

〔改正試案〕※現行典範の構成と表現を可能な限り活かし、要点のみを簡潔に示す。（＝〔改〕は同文）

第一章 皇位繼承

〔現〕第一条 皇位は、皇族に属する男系の男子が、これを継承する。

〔改〕第一条 皇位は、皇族に属する皇族が、これを継承する。

〔現〕第二条 皇位は、左の順序により、皇族に、これを伝える。

一 皇長子／二 皇長孫／三 その他の皇長子の子孫／四 皇次子及びその子孫／
五 その他の皇子孫／六 皇兄弟及びその子孫／七 皇伯叔父及びその子孫

② 前項各号の皇族がないときは、皇位は、それ以上で、最近親の系統の皇族に、これを伝える。

③ 前二項の場合においては、長系を先にし、同等内では、長を先にする。

〔改〕第二条 皇位は、皇族のうち、直系・長系・男子・長子を優先して、左の順序により伝える。

一 皇長男／二 皇長女／三 皇長男の長男／四 皇長男の長女／五 皇長女の長男／
六 皇長女の長女／七 皇次男／八 皇次女／九 皇次男の長男／十 皇次男の長女／

十一 皇次女の長男／十二 皇次女の長女／十三 その他の皇子孫／十四 皇弟及びその子孫／十五 皇姉妹及びその子孫／十六 皇伯叔父及びその子孫／十七 皇伯叔母及びその子孫／十八 それ以上で、最近親の系統の皇族（仮案、要再検討）

〔現〕第二条 皇嗣に、精神若しくは身体の不治の重患があり、又は重大な事故があるときは、皇室会議の議により、前条に定める順序に従つて、皇位継承の順序を変えることができる。（＝〔改〕）

〔現〕第四条 天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。（＝〔改〕）

第二章 皇族

〔現〕第五条 皇后、太皇太后、皇太后、親王、親王妃、内親王、王、王妃及び王女を皇族とする。

〔改〕第五条 天皇の子孫、及び天皇・皇族と結婚した者で、皇籍に在る者を皇族とする。

〔現〕第六条 嫫出の皇子及び嫡男系嫡出の皇孫は、男を親王、女を内親王とし、二世以下の嫡男系嫡出の子孫は、男を王、女を女王とする。

〔改〕第六条 嫫出の皇子・皇女と皇孫は、男を親王、女を内親王とし、三世から八世までの嫡出の子孫は、男を王、女を女王とする。

〔現〕第七条 王が皇位を繼承したときは、その兄弟姉妹たる王及び女王は、特にこれを親王及び内親王とする。

〔改〕第七条 王・女王が皇位を繼承したときは、その兄弟姉妹を、特に親王・内親王とする。

〔現〕第八条 皇嗣たる皇子を皇太子といふ。皇太子のないときは、皇嗣たる皇孫を皇太孫といふ。

〔改〕第八条 皇嗣たる皇長子・皇次子を皇太子といふ。皇太子のない時、皇嗣たる皇孫を皇太孫といふ。

〔現〕第九条 天皇及び皇族は、養子をすることができない。

〔改〕第九条 天皇及び皇族は、皇室会議の議を経て、皇族を養子とすることができる。

〔現〕第一〇条 立后及び皇族男子の婚姻は、皇室会議の議を経ることを要する。

〔改〕第一〇条 皇后なしし皇婿を立て、皇族が婚姻するには、皇室会議の議を経ることを要する。

〔現〕第一一条 年齢十五年以上の内親王、王及び女王は、その意思に基き、皇室会議の議により、皇族

の身分を離れる。

② 親王（皇太子及び皇太孫を除く。）、内親王、王及び女王は、前項の場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

〔改〕第一一条 皇太子及び皇太孫を除く成年の皇族は、特別な事由なし本人の意思があるときは、皇室会議の議を経て、皇族の身分を離れることができる。

〔現〕第一二条 皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

〔改〕第一二条 皇族は、皇族以外の者と婚姻したときも、皇室会議の議を経て、皇族の身分に留まることができる。

〔現〕第一三条 皇族の身分を離れる親王又は王の妃並びに直系卑属及びその妃は、他の皇族と婚姻した女子及び直系卑属を除き、同時に皇族の身分を離れる。但し、直系卑属及びその妃については、皇室会議の議により、皇族の身分を離れないものとすることができる。（＝〔改〕）

〔現〕第一四条 皇族以外の女子で親王妃又は王妃となつた者が、その夫を失つたときは、その意思により、皇族の身分を離れることができる。

② 前項の者が、その夫を失つたときは、同項による場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

③ 第一項の者は、離婚したときは、皇族の身分を離れる。

④ 第一項及び前項の規定は、前条の他の皇族と婚姻した女子に、これを準用する。（＝〔改〕）

〔現〕第一五条 皇族以外の者及びその子孫は、女子が皇后となる場合及び皇族男子と婚姻する場合を除いては、皇族となることがない。

〔改〕第一五条 一般の国民は、天皇及び皇族と結婚する場合に限り、皇族となることができる。

第二章 摄政

〔現〕第一六条 天皇が成年に達しないときは、摂政を置く。

② 天皇が、精神若しくは身体の重患又は重大な事故により、国事に関する行為をみずからすることができないときは、皇室会議の議により、摂政を置く。(以下第一一条まで=〔改〕)

〔現〕第一七条 摂政は、左の順序により、成年に達した皇族が、これに就任する。

一 皇太子又は皇太孫／二 親王及び王

三 皇后／四 皇太后／五 太皇太后／六 内親王及び女王

② 前項第一号の場合においては、皇位継承の順序に従い、同項第六号の場合においては、皇位継承の順序に準ずる。

〔現〕第一八条 摂政又は摂政となる順位にあたる者に、精神若しくは身体の重患があり、又は重大な事故があるときは、皇室会議の議により、前条に定める順序に従つて、摂政又は摂政となる順序を変えることができる。

〔現〕第一九条 摂政となる順位にあたる者が、成年に達しないため、又は前条の故障があるために、他の皇族が、摂政となつたときは、先順位にあたつていた皇族が、成年に達し、又は故障がなくなつたときでも、皇太子又は皇太孫に対する場合を除いては、摂政の任を譲ることがない。

〔現〕第一〇条 第十六条第一項の故障がなくなつたときは、皇室会議の議により、摂政を廃する。

〔現〕第十二条 摂政は、その在任中、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

※ 参考「國事行為の臨時代行に関する法律」(昭和二十九年五月二十日公布)

第一条 日本国憲法第四条第一項の規定に基づく天皇の国事に関する行為の委任による臨時代行については、この法律の定めるところによる。

第二条 天皇は、精神若しくは身体の疾患又は事故があるときは、摂政を置くべき場合を除き、内閣の助言と承認により、国事に関する行為を皇室典範(昭和二十二年法律第二号)第十七条の規定により摂政となる順位にあたる皇族に委任して臨時に代行させることができる。

② 前項の場合において、同項の皇族が成年に達しないときは、又はその皇族に精神若しくは身体の疾患若しくは事故があるときは、天皇は、内閣の助言と承認により、皇室典範第十七条に定める順序に従つて、成年に達し、かつ、故障がない他の皇族に同項の委任をするものとする。

第三条 天皇は、その故障がなくなつたときは、前条の規定による委任を受けた皇族に故障が生じたときは、又は同条の規定による委任をした場合において、先順位にあたる皇族が成年に達し、若しくはその皇族に故障がなくなつたときは、内閣の助言と承認により、同条の規定による委任を解除する。

第四条 第二条の規定による委任は、皇位の継承、摂政の設置又はその委任を受けた皇族の皇族たる身分の離脱によつて終了する。

第五条 この法律の規定により天皇の国事に関する行為が委任され、又はその委任が解除されたときは、内閣は、その旨を公示する。(以下省略)

〔現〕成年、敬称、即位の礼、大喪の礼、皇統譜及び陵墓
 第四章 〔改〕皇室儀礼

〔現〕第二二条 天皇、皇太子及び皇太孫の成年は、十八年とする。(＝〔改〕)

〔現〕第二三条 天皇、皇后、太皇太后及び皇太后の敬称は、陛下とする。

② 前項の皇族以外の皇族の敬称は、殿下とする。(＝〔改〕)

〔現〕第二四条 皇位の継承があつたときは、即位の礼を行う。

〔改〕第二四条 皇位の継承があつたときは、践祚式・即位礼・大嘗祭を行う。

〔現〕第二五条 天皇が崩じたときは、大喪の礼を行う。(第二七条まで＝〔改〕)

〔現〕第二六条 天皇及び皇族の身分に関する事項は、これを皇統譜に登録する。

※「皇統譜令」(政令) 昭和二十一年五月三日公布・施行

〔現〕第二七条 天皇、皇后、太皇太后及び皇太后を葬る所を陵、その他の皇族を葬る所を墓とし、陵及び墓に関する事項は、これを陵籍及び墓籍に登録する。

※現行の附則③「現在の陵及び墓は、これを第二十七条の陵及び墓とする。」

第五章 皇室会議

〔現〕第二八条 皇室会議は、議員十人でこれを組織する。(＝〔改〕)

② 議員は、皇族一人、衆議院及び参議院の議長及び副議長、内閣総理大臣、宮内庁の長並びに最高裁判所の長たる裁判官及びその他の裁判官一人を以て、これに充てる。

③ 議員となる皇族及び最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官は、各々成年に達した皇族又は最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官の互選による。

〔改〕第二八条 ② 議員は、皇族一名、衆議院及び参議院の議長、内閣総理大臣と宮内庁長官、最高裁判所の長官と他の裁判官一名、また宮内庁の有識者一名(参与・御用掛)を以つて充てる。
 (※両院の副議長を省く)

② 議員となる成年皇族一名及び裁判官一名は、各々互選により、また宮内庁の有識者一名は、長官が選任する。

〔現〕第二九条 内閣総理大臣たる議員は、皇室会議の議長となる。(＝〔改〕)

〔現〕第二〇条 皇室会議に予備議員十人を置く。

② 皇族及び最高裁判所の裁判官たる議員の予備議員については、第二十八条第二項の規定を準用する。／③ 衆議院及び参議院の議長及び副議長たる議員の予備議員は、各々衆議院及び参議院の議員の互選による。／④ 前二項の予備議員の員数は、各々その議員の員数と同数とし、その職務を行う順序は、互選の際、これを定める。／⑤ 内閣総理大臣たる議員の予備議員は、内閣法の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う者として指定された国務大臣を以て、これに充てる。／⑥ 宮内庁の長たる議員の予備議員は、内閣総理大臣の指定する宮内庁の官吏を以て、これに充てる。／⑦ 議員に事故のあるときは、又は議員が欠けたときは、その予備議員が、その職務を行う。

〔改〕第二〇条 (※〔現〕のうち「及び副議長」五文字を省き、他は〔改〕第二八条に準ずる。)

〔現〕第二十二条 第二十八条及び前条において、衆議院の議長、副議長又は議員とあるのは、衆議院が解散されたときは、後任者の定まるまでは、各々解散の際衆議院の議長、副議長又は議員であつた者とする。

〔改〕第二十二条 (※〔現〕の「副議長」二文字を省く以外、同じ)

〔現〕第二十三条 皇族及び最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官たる議員及び予備議員の任期は、四年とする。(以下第二十六条まで) 〔改〕

〔現〕第二十三条 皇室会議は、議長が、これを招集する。

② 皇室会議は、第二十条、第十六条第二項、第十八条及び第二十条の場合には、四人以上の議員の要求があるときは、これを招集することを要する。

〔現〕第二十四条 皇室会議は、六人以上の議員の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

〔現〕第二十五条 皇室会議の議事は、第二十条、第十六条第二項、第十八条及び第二十条の場合には、出席した議員の三分の一以上多数でこれを決し、その他の場合には過半数でこれを決する。

② 前項後段の場合において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

〔現〕第二十六条 議員は、自分の利害に特別の關係のある議事には、参与することができない。

〔現〕第二十七条 皇室会議は、この法律及び他の法律に基く権限のみを行う。

〔改〕第二十七条 皇室会議は、この法律に基づく事項、及び皇室の重要な事項を議し決する。

② 皇族議員及び宮内庁の長官と有識者は、会議の前に、天皇及び皇族の意向を拝聴し、また

事後に、議長の内閣総理大臣から天皇及び皇族に結果を報告する。

〔改〕第三十八条 (新) この法律改正には、一般的法律改正手続き以外に、皇室会議で三分の一以上の賛成をえて原案を作成し、議長の内閣総理大臣から政府案を国会に提出することができる。

〔現〕附 則 (※③ 第二十七条に付す)

① この法律は、日本国憲法施行の日(昭和二十一年五月三日)から、これを施行する。

② 現在の皇族は、この法律による皇族とし、第六条の規定の適用については、これを嫡男系嫡出の者とする。

〔改〕附 則 (新) 昭和二十一年まで皇族の身分にあつた者(旧皇族)、及び婚姻により皇族の身分を離れた者は、天皇の委嘱を受けて、皇族の公的活動を補佐することができる。

△改正要旨△

現行の典範は、明治の典範と同様、①皇位繼承の有資格者を男系男子に限定し(第一条)、②皇族間の養子縁組みを禁止し(第九条)、③皇族女子の宮家創立を不可とし(第十一一条)、しかも④旧典範が容認していた側室の庶子を否認する(第二条)など、制約が極めて厳しい。

しかしながら、少子高齢化の進む皇室が、一夫一婦制のもとで永続し正常な役割を果たしていくためには、このような制約を緩和したり除去して、内廷(本家)と宮家(分家)から成る皇室(皇家)の方々が、現状より著しく減少しないようにすることこそ必要だとと思われる。

そのため、まず①を緩和して、皇位継承は、「皇統」という格別な血統に属し、「皇族」という特別な身分の方であれば、男女を問わない（第一条）。ただ、その継承順は、古来の慣例と男女の機能を考慮して、傍系より直系、次系より長系、女子より男子、次子より長子を優先する（第二条）。そのうち、第一継承者の「皇嗣」は、皇長子も皇次子も「皇太子」ということにする（第八条）。

また「皇族」は、天皇の子孫として生まれた者、および天皇・皇族と婚姻した者で、皇籍に在る者（皇統譜の登載者）をいう（第五条）。皇胤であっても、②庶出を否定して嫡出に限定する常識は厳守し、明治以来の永世皇族制を改めて、新たに八世までの有限皇族制とする（第六条）。八世で限るのは、大正九年の「皇族の陛下に関する施行準則」を参考にした。

つぎに③の禁止と④の否定を改めて、皇族の身分同士であれば「養子」縁組みを認め（第九条）、また皇族以外の者と結婚しても皇室に留まることができる（第十二条）とするならば、「内廷」と「宮家」の保持（相続・創立）がしやすくなる。ただ、それには最適任者を選ぶ必要があり、また皇族総数の増減を考慮して慎重に調整する必要も出てくるであろうから、皇室会議の議を経なければならぬ（第九・十・十一・十二条）。養子縁組みや宮家創立の要件は、別に細則を定める。

ついで憲法は天皇の終身在位を前提として「摂政」ないし国事行為の臨時代行を置くと定めており、それを承けて典範が「摂政」の章を設けている。ただ、その設置理由は、天皇が未成年か決断的に執務不可能に陥られた場合のみである。従つて、それだけでなく、天皇が超高齢（近現代の天皇の最高齢以上）を迎えて自ら辞讓の意思を表明されたとき、も新たに加える案は検討に値しよう。

しかし、摂政を置けば、天皇は退位されたに等しくなるから、よほど慎重でなければならない。そこで、天皇のお務めを軽減するには、すでにあるA「国事行為の臨時代行に関する法律」に準じて、新し

くB「公的行為の臨時代行に関する法律」および、C「祭祀行為の臨時代行に関する内規」を定める。そうすれば、天皇の御健康状況により、A国事行為だけでなく、B公的行為もC祭祀行為も、その一部ないし全部を皇太子に委任されることがされやすくなると思われる。

さらに第四章の名称を「皇室儀礼」で一括し、皇位継承に伴う儀礼=大礼として、即位礼だけでなく、継承直後の「践祚式」（劍璽等承継の儀）も伝統的な「大嘗祭」も明文化する（第二十四条）。それによつて、いずれも「國の儀式」として実施できるようになる。

このような皇室典範の具体的な運用は、明治以来、天皇直属の宮内省を中心として行われ、その改正などを議決する機関として枢密院と「皇室会議」があつた。しかし、それが戦後一変してしまい、現在、宮内省は内閣府の下にあり、新設の「皇室会議」には極めて限られた役割しかない。

そこで、皇室会議の機能を強化して、天皇・皇族の意向が適切に反映されるよう、議員の一員は宮内庁の参与・御用掛などから選ぶ（第二十八条）。また会議は、皇室の重要事項を審議し決定できるようにし、その事前・事後に適切な配慮をする（第二十七条）。さらに、その改正をする際も、皇室会議の意見を政府に提案できるようとする（第二十八条）。

なお、皇族の総数が減少した現在、その公的活動を十分に行うこと難しくなる場合、皇籍を離れた方が天皇の委嘱を受け皇族の公的活動を補佐できるようになる（附則）ことも必要かと思われる。

参考文献：里見岸雄『憲法・典範改正案』（昭33、錦正社）、吉部信吉他編『日本立法資料全集1 皇室典範』（平2、信山社）、横田耕一「『皇室典範』私註」（平2、日本評論社）、園部逸夫『皇室制度を考える』（平19、中央公論新社）、所 功『皇室典範と女性宮家』（平22、勉誠出版）など

〔参考〕

現行の「皇室経済法」(昭和二十二年一月十六日公布)

第一条 削除(昭和二十七年の改正により削除)

第一条 左の各号の一に該当する場合においては、その度ごとに国会の議決を経なくても、皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲り受け、若しくは賜与することができる。

- 一 相当の対価による売買等通常の私的経済行為に係る場合

一一 外国交際のための儀礼上の贈答に係る場合

一二 公共のためになす遺贈又は遺産の賜与に係る場合

四 前各号に掲げる場合を除く外、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間内に、皇室がなす賜与又は譲受に係る財産の価額が、別に法律で定める一定額に達するに至るまでの場合

第二条 予算に計上する皇室の費用は、これを内廷費、宫廷費及び皇族費とする。

〔内廷費〕

並びに皇族であつた者としての品位保持の資に充てるために、皇族が皇室典範の定めるところによりその身分を離れる際に一時金額により支出するものとする。その年額又は一時金額は、別に法律で定める定額に基いて、これを算出する。

② 前項の場合において、皇族が初めて独立の生計を営むことの認定は、皇室経済会議の議を経ることを要する。

② 年額による皇族費は、左の各号並びに第四項及び第五項の規定により算出する額とし、第四条第一項に規定する皇族以外の各皇族に対し、毎年これを支出するものとする。

一 独立の生計を営む親王に対しては、定額相当額の金額とする。

二 前号の親王の妃に対しては、定額の一分の一に相当する額の金額とする。但し、その夫を失つて独立の生計を営む親王妃に対しては、定額相当額の金額とする。この場合において、独立の生計を営むことの認定は、皇室経済会議の議を経ることを要する。

第四条 内廷費は、天皇並びに皇后、太皇太后、皇太后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃及び内廷にある他の皇族の日常の費用その他内廷諸費に充てるものとし、別に法律で定める定額を、毎年支出するものとする。

② 内廷費として支出されたものは、御手元金なるものとし、宮内庁の經理に属する公金としない。

③ 皇室経済会議は、第一項の定額について、変更の必要があると認めるときは、これに関する意見を内閣に提出しなければならない。

④ 前項の意見の提出があつたときは、内閣は、その内容をなるべく速かに国会に報告しなければならない。

〔宫廷費〕

第五条 宫廷費は、内廷諸費以外の宫廷諸費に充てるものとし、宮内庁で、これを經理する。

〔皇族費〕

第六条 皇族費は、皇族としての品位保持の資に充てるために、年額により毎年支出するもの及び皇族が初めて独立の生計を営む際に一時金額により支出するもの

二 独立の生計を営む内親王に対しては、定額の一分の一に相当する額の金額とする。

四 独立の生計を営まない親王、その妃及び内親王に対しては、定額十分の一に相当する額の金額とする。ただし、成年に達した者に対しては、定額十分の二分の一に相当する額の金額とする。

五 王、王妃及び女王に対しては、それぞれ前各号の親王、親王妃及び内親王に準じて算出した額の十分の七に相当する額の金額とする。

④ 摂政たる皇族に対しては、その在任中は、定額の二倍に相当する額の金額とする。

⑤ 同一人が二以上の身分を有するときは、その年額中の多額のものによる。

⑥ 皇族が初めて独立の生計を営む際に支出する一時金額による皇族費は、独立の生計を営む皇族について算出する年額の二倍に相当する額の金額とする。

⑦ 皇族がその身分を離れる際に支出する一時金額による皇族費は、左の各号に掲げる額を超えない範囲内において、皇室経済会議の議を経て定める金額とする。

一 皇室典範第十二条、第十三条及び第十四条の規定により皇族の身分を離れる者については、独立の生計を営む皇族について算出する年額の十倍に相当する額。

二 皇室典範第十二条の規定により皇族の身分を離れる者については、第二項及び第五項の規定により算出する年額の十倍に相当する額。この場合において、成年に達した皇族は、独立の生計を営む皇族とみなす。

⑧ 第四条第二項の規定は、皇族費として支出されたものに、これを準用する。

⑨ 第四条第二項及び第四項の規定は、第一項の定額に、これを準用する。

〔皇位とともに伝わるべき由緒ある物〕

第七条 皇位とともに伝わるべき由緒ある物は、皇位とともに、皇嗣が、これを受ける。

〔皇室経済会議の議員〕

第八条 皇室経済会議は、議員八人でこれを組織する。

② 議員は、衆議院及び参議院の議長及び副議長、内閣

総理大臣、財務大臣、官内庁の長並びに会計検査院の長をもつて、これに充てる。

第九条 皇室経済会議に、予備議員八人を置く。

第一〇条 皇室経済会議は、五人以上の議員の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

② 皇室経済会議の議事は、過半数でこれを決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

〔皇室典範の規定の準用〕

第一一条 皇室典範第二十九条、第二十条第二項から第七項まで、第二十二条、第二十三条第一項、第三十六条及び第二十七条の規定は、皇室経済会議に、これを準用する。

② 財務大臣たる議員の予備議員は、財務事務次官をもつて、これに充て、会計検査院の長たる議員の予備議員は、内閣総理大臣の指定する会計検査院の官吏をもつて、これに充てる。

〔附 則〕

① この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。(以下②③省略)

著者歴

所 功 (ところ・いさお)

昭和十六年十一月、岐阜県生まれ。同四十一年、名古屋大学修士課程卒業。皇學館大學助教授・文部省教育科書調査官を経て、同五十六年から平成二十一年まで京都産業大学教授。法学博士(慶應大学)、日本法文化史専攻。現在、京都産業大学名誉教授・モラルジャーリ研究所研究主幹・皇學館大学特別招聘教授など。

主要著書

『三善清行』(吉川弘文館)『菅原道真的実像』(臨川書店)『平安朝儀式書成立史の研究』『宫廷儀式書成立史の再検討』(以上、国書刊行会)『日本の年号』『年号の歴史』(以上、雄山閣出版)『国旗・国歌の常識』(東京堂出版)『国民の祝日』の由来小辞典』『皇位継承のあり方』(以上、P.H.P新書)『京都の三大祭』(角川選書)『伊勢神宮』『日本歴史再考』(以上、講談社学術文庫)『皇位継承』(共著、文春新書)『近現代の「女性天皇」論』(辰巳社新書)『天皇の人生儀礼』(小学館文庫)『天皇のくまつりごど』(N.H.K出版新書)『皇室典範と女性宮家』(勉誠出版)『清國の祈り遙かに』(神社新報社)『皇室の伝統と日本文化』『皇室に学ぶ儀首』『歴代天皇の実像』『国旗・国歌と日本の教育』『あの道この径』(O.O話) (以上、モラルジャーリ研究所出版部)『古希隨想』(歴研)など

日本国憲法「天皇」の再検討	著者	所 功
國民會館叢書	発行者	公益社団法人國民會館
92	代表者	武藤治彦
	編集人	元西一〇〇八 大阪市中央区南丁一
	電話	國民會館・住友生命ビル十一階 ○六一六九四一一一四三三五
	FAX	http://www.kokuminkaikan.jp/
	株式会社	石田大成社 〒五〇一〇一三 大阪市西区新町一三八
	印刷所	